## ◆意見内容及び意見に対する市の考え方(順不同)

番号	記載ページ	意見の内容(ご意見は原文のまま掲載しております)	意見に対する市の考え方
1	31	親亡きあとのしょうがい者・しょうがい児支援について 親亡き後のしょうがい者のために、経済的保障として、しょうが い福祉プランにしょうがい共済を明記してほしいです。国や県は心 身しょうがい者扶養共済(しょうがい共済)という制度を設けてい る。市内の養護学校にもパンフレットが置いてあるなど取り組みは 進んでいる。さらに、彦根市や米原市など多くの市町村で、しょうが い共済の掛け金の補助を行なっている。そこで、ぜひ長浜市でも掛 け金の補助をお願いしたいです。	明記はしませんが、本プラン 31 ページ「イ①相談支援体制の強化」の中で、しょうがい共済事業の情報提供や掛け金の減免もお知らせしていきます。掛け金の助成については、要望として承ります。 プランは案のとおりとします。
2	75	長浜市役所でのしょうがい者雇用の推進について。 改正案にはあまり書かれていないが、重要な点は経済的困窮だと考えます。その解決策の一つが、しょうがい者雇用であると思う。しょうがい者にとって経済は切実なもので、収入を得るほか、しょうがい者自身が働くことで生きがいにもつながる。ぜひ正規職員としてフルタイム勤務のほか、短時間勤務のしょうがい者を募集してほしい。また国のしょうがい者雇用の年齢制限にならって、採用上限を59歳までにして、採用募集してほしい。	ご提案の内容(短時間勤務や採用上限)の検討も踏まえたうえで、本プラン75ページ「ア②長浜市役所のしょうがい者雇用の拡大」の中で、「職員採用の機会の拡大」に努めます。 プランは案のとおりとします。
3	48	福祉避難所開設について 性同一性障害をもつしょうがい者にも配慮してほしい。プランに は書かれていなかったが、トイレをはじめ、男女分けになっているの ではないかと不安になる。避難所も性同一性しょうがい者が適切に	本プランの 48 ページ「ア④福祉避難所の体制整備」にも記載していますように、二次避難所である福祉避難所はしょうがい福祉サービス事業所や介護サービス事業所などに開設され、平時より男女共用の多目的トイレ等が設置されています。

		配慮なされるようお願いします。	また、災害時に一次避難所となる各地域の公共施設については、
			バリアフリー化を推進し適切な配慮がなされるよう担当課へ働き
			かけを行います。
			プランは案のとおりとします。
4	概要	福祉人材	本プランにおける「介護福祉士や社会福祉士等」の記載は、相談
		社会福祉士や介護福祉士の確保が必要と書いてありますが、精	援助業務における代表的な国家資格として社会福祉士を記載して
		神保健福祉士の確保の必要性が書いてありません。	いますが、『等』のなかに精神保健福祉士を含んでいます。精神保健
		社会福祉士と精神保健福祉士の違いはご存じかと思いますが、	福祉士についても、福祉系の3大国家資格として一般的な名称で
		精神疾患に特化しているだけでなく、社会福祉士と同様に基礎的な	あり、必要な専門的職種であることが明らかにわかるよう、56 ペ
		相談に応じることは可能かと思います。まだまだ敷居は高いとはい	ージ「ア③地域人材の掘り起こし」を下記のとおり修正します。
		え、発達障害や知的障害に対する 意識は少しずつ低くなっている	
		ので、これらの手帳の取得者(発達障害でいえば精神保健福祉手	「離職している介護福祉士や社会福祉士・精神保健福祉士の潜在的
		帳)の 該当者は増えるかと思いますが・・・。ざっくりですが、100	有資格者等専門職の再就労を推し進めるため、離職の大きな要因
		人に1人程度は精神障害者となるはずです。	である勤務環境の改善に資する対策について関係機関と協議を開
			始します。」
			なお、54ページに記載しております厚生労働省告示については、
			引用であるため修正しませんが、同様に「社会福祉士等」に精神保
			健福祉士が含まれています。
5	概要	「相互理解の推進」と変更点に書いてありますが、具体的にどの	本プランの22~26ページに具体的に記載しています。
		ようなことを行うのでしょうか。 私は家族のものが精神疾患です	
		が、相互理解があるとはとても思えません。	ア 広報・啓発活動の推進
			①市民への広報・啓発活動

- ・市の広報紙をはじめとし、各種の福祉イベント、講演会、研修会、 出前講座などあらゆる機会を通じて、障害者差別解消法に規定されている差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、 広報・啓発を行います。
- ・しょうがいのある人が優先的に利用できる駐車場(国際シンボルマークのある駐車区画)や、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が援助を受けやすくなるよう作成されたヘルプマークなどについて、各種団体や民間事業者の協力を得ながら、啓発に努めていきます。

## ②企業への広報・啓発活動

・商工会議所等関係機関と協力して、就労支援、ユニバーサルデザインの推進、及びしょうがい者差別の解消、並びに合理的配慮についての理解促進を図ります。

## ③市職員への啓発活動

・「しょうがいを理由とする差別の解消の推進に関する長浜市職員 対応要領」に基づき、市職員のしょうがい福祉に関する意識向上 を図るとともに、しょうがいのある人に対して各業務に適した合 理的配慮を行い、率先して差別解消に取り組みます。

## イ 福祉・人権教育の推進

①幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校等における福祉・人権教

	1		
			育
			・しょうがいのある子もない子も、同じ時間を共有する仲間として、
			将来にわたってお互いを理解し支えあうことのできる心が自然に
			はぐくまれるよう、特別支援学校や地域の社会資源とも連携を図
			りながら、日常的なふれあいに加え、車いす・アイマスク等の体験
			やしょうがい福祉施設の見学・体験などの福祉教育の継続的な実
			施などに努めます。
			・幼稚園・保育所・認定子ども園、その他の関係機関職員等に対し児
			童発達支援センター等が支援を実施することなどにより、教職員
			等のしょうがいに対する理解や指導力の向上を図ります。
			②生涯学習における福祉・人権教育
			・市の「出前講座」の実施や関係機関との連携による福祉講座の開
			催などを通じて、地域・職場への福祉教育の推進を図ります。
			・生涯学習の講演や講座などで、人権やしょうがいへの理解にかか
			る学習に取り組みます。
6	全般	どうして「しょうがい」なのでしょうか。 障害者と書いてあると	貴重なご意見をありがとうございます。
		差別だといいますが、一般的な漢字の表記があるのに、 あえて「ひ	当市では、平成17年4月から市が作成する文書(法令関係を除
		らがな(或いは障碍や障がい)」と表記するほうが差別だと思います	く)での表記を「しょうがい」としています。「障」から連想される差し
		が・・・。	さわりや故障、「害」から連想される妨げや災いといった不快な感
			覚を少しでも改善し、また、誰もの心や行動への意識啓発を図ると
			ともに、本市の取組の根本的な理念となる「生涯の福祉」の意味を
			込めているものです。

			しかしながら、取組の開始から10年以上経過し、近年では、社会
			こそが「障害(障壁)」をつくっており、それを取り除くのは社会の責
			務であるという「社会モデル」の考え方が浸透してきており、あえて
			『障』『害』をひらがなにする意義は薄れてきたとの意見もあります。
			いずれにせよ大切なことは、表記そのものではなく、当市が「しょ
			うがい」と表記することについて、市民の皆様からご意見をいただ
			くことや日常会話の話題となることで、一人でも多くの方がしょう
			がい(障害)とは何なのか、福祉や社会のあり様について考える契
			機としていただくことが理想と考えています。
			ご意見を踏まえ、あらためて表記についても議論していきたいと
			考えます。
7	76	しょうがい者の雇用拡大や、就労先への支援等について市の考え	本プランの 76 ページ「ア⑥一般就労の定着支援」にも記載して
		方を記載していただきたい。	いますように、就労定着支援事業の活用や、就労支援にかかる支援
			者の役割分担等についての協議をすすめています。
			ご意見を踏まえ、次の事項を追加します。
			「また企業に対しても障害者雇用助成金を活用して、就労環境を整
			えるよう働きかけを行います。」
8	78	就労継続支援事業所に対しての仕事に関する情報提供の充実に	ご意見を踏まえ、78 ページ「ウ①製品・事業の広報」の記述につい
		ついての考え方を記載していただきたい。	て、次のとおり修正します。
			「様々な機会をとらえ、製品の展示や紹介、業務内容の情報提供を
			行うなど、販路や事業の拡大等を支援します。また、長浜米原しょう
			コノのこ、双川「尹木ツルハ寸と又及しのゞ。のた、区六个小のしょり

			がい者自立支援協議会や、事業所連絡協議会を通じ、販路等につ
			いての情報共有を行うよう努めます。」
9	77	就労継続支援 A 型での賃金アップに対する支援にはどのような	本プランの 77 ページ「イ ①就労継続支援(A型)事業」にも記載
		ものかあるか記載いただきたい。	していますように、重度しょうがいのある人に、就労支援を行う就
			労継続支援A型事業所に対し、「滋賀県障害者日中活動の場支援事
			業」(県事業)を活用し、重度しょうがいのある人も十分な支援を受
			けながら、賃金向上を目指し就労することで、住み慣れた地域にお
			いて自立した生活を送れるよう「就労継続支援A型強化特別支援事
			業」(市事業)を実施しています。
			プランは案のとおりとします。
10		「中間見直し」に一通り目を通させていただきました。	貴重なご意見をありがとうございます。
		各章につきヒヤリングによる市民の意見も多数記載されており、お	しょうがいがある、ないにかかわらず、男女、年齢関係なく、すべて
		そらくはご家族などの身近な方にハンディキャップを持っておられ	の人がお互いの人権を大切にし、ともに支え合い、さまざまな人々
		る方がおられる方々のご意見で、一つ一つに切実さや重さが感じ	の個性や能力が活かされる共生社会の実現に向けては、インクル
		られ、わたしが改めて意見差し上げるものがあるようには思えませ	ーシブ教育のさらなる推進や、社会にあるバリアを取り除くのは社
		んでした。	会の責務であるという「社会モデル」の考え方を浸透させ、社会全
		ですが、このままですと、おそらく、しょうがい福祉の充実が、長浜	体にバリアフリーの考え方を広めていくことが重要だと考えていま
		市において実感できるものにはならないと思います。	す。
		その理由は、福祉の充実は、そこに財源を投入できるかにかかって	そのために『障害者権利条約』の理解促進をはじめ、本プランの
		いるからです。	22ページ「1相互理解の推進」や、50ページ「3権利擁護・虐待防
		プランを読ませていただいていたところ、このプランに対して関	止」にお示しした、『滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例』
		わっている方々は、しょうがいに関わって来られた限られた方々な	の啓発活動を継続していきます。
		んだろうと感じました。	また、共生社会の実現に向けた各種事業の実施に向け、引き続

わたしは一般市民としては比較的しょうがい福祉に関心を持っている少数派なので、頷きながら読ませていただいておりましたが、大部分の市民にとっては当事しておられる方々との温度差がとても大きいと思います。

プラン作成に関わられた皆さんの描く未来へと長浜を進めていく ためには、その大部分の市民の温度を上げていく必要があると思 います。

近道はないと思います。

当事者と一般市民の温度差を埋めていくためには、まだ先入観が 少ない幼少期から、しょうがいという事ではなく、いろいろな個性・ 特徴を持った人々と交流を持ち、自然にそれらを受け入れていける ような環境を早急に作っていく必要があると思います。

それは人権学習であるとか、しょうがい者との交流とか、そういった垣根のあるものではなく、ひとつのフィールドに、おじいちゃんがいれば赤ちゃんもいて、鬼ごっこをしている子も本を読んでいる子もゲームをしている子もいて、目の不自由な人がいれば、大きな子どももいて、英語をしゃべっている子がいると思えば、車いすの人もいて。そしてそれが特別ではなく、とても自然な状態であるような、幼少期から日常的に人と人は違いがあって、その時々で助け合うのはとても自然なことなんだということを日常的に経験できる環境を用意することが必要なのではないかと思います。

幼い子どもたちにはもともとは先入観はありません。 子どもたちが持った先入観は、大人が与えた環境や情報によって植 き財源の確保に努めます。

		え付けられたものです。	
		この基本的な事実を意識した上で、一般的な市民とハンディキャ	
		ップによって支援を必要としておられる方との温度差を埋めていく	
		事業の展開を希望します。	
11	63	4 医療費の支援について	貴重なご意見をありがとうございます。
		福祉医療費助成の所得制限限度額(重度心身障害者向け)は、約	ご要望として承ります。
		50年前の制度開始当初から老齢福祉年金の所得制限限度額を準	
		用し続けている。	
		そのため、社会情勢が反映されず、全国平均と比べて半部以下	
		で、非常に厳しいものになっている。そして、老齢福祉年金を準用す	
		ることについて、「合理性に疑問の余地がある」と行政不服審査会	
		や市議から指摘されている。	
		このような背景を踏まえ、「所得制限限度額が全国平均と比べて	
		低いこと」について、課題として明記し、見直しを進めていただきた	
		いと考えます。	